



地方連携推進フォーラム 2022 in 岡山

開催報告書

<テーマ>

様々な主体と連携した若者が参画する消費者教育 ～岡山からの提案～

- ◆ 開催日時 令和4年2月27日（日）13:00～15:50
- ◆ 開催方式 Zoomウェビナーによるオンライン生配信
(撮影・編集した動画を後日消費者庁ウェブサイトにアップ)
- ◆ 主催 消費者庁、文部科学省、岡山県

地方連携推進フォーラム 2022 in 岡山 開催報告書

目次

1. 開催概要・プログラム	1
1. 1 目的	3
1. 2 開催概要	3
1. 3 「地方連携推進フォーラム 2022 in 岡山」プログラム	4
2. 議事録	5
開会挨拶	7
挨拶	8
基調講演	11
モデル授業紹介（動画上映）	20
パネルディスカッション	25
3. 開催速報	43
4. 発表資料	47
5. アンケート	93

1. 開催概要・プログラム

1. 1 目的

令和4年4月からの成年年齢引下げを目前に控え、これから成年となる若者が消費者被害に遭うことなく、自立した消費生活を送るために「より実践的な消費者教育」の充実が必要である。

本フォーラムは、有識者による基調講演をはじめ、消費者庁や岡山県が作成した消費者教育教材を活用した授業の紹介、パネルディスカッションを通じて、学生や法律の専門家、行政など様々な主体が連携した若者の消費者教育を実施する手法等を紹介し、今後の消費者教育のあり方や効果的な教材の活用方法について共有する。

1. 2 開催概要

名 称 地方連携推進フォーラム 2022 in 岡山

主 催 消費者庁・文部科学省・岡山県

テーマ 様々な主体と連携した若者が参画する消費者教育
～岡山からの提案～

日 時 令和4年2月27日（日）10:30～15:50

第1部：意見交換会 10:30～11:30

第2部：地方連携推進フォーラム 2022 in 岡山 13:00～15:50

参加者 意見交換会 16名

フォーラム 9名（登壇者）+84名（一般参加者）

開催方式 Zoom ウェビナーによるオンライン生配信
撮影・編集した動画を後日消費者庁ウェブサイトにアップ

配信拠点 中央合同庁舎第4号館 11階 共用第1特別会議室
(東京都千代田区霞が関 3-1-1)

1. 3 プログラム

時間	内容	発表者
13:00～13:10	開会挨拶	岡山県知事 伊原木 隆太
13:10～13:20	挨拶	消費者庁審議官 片岡 進 文部科学省男女共同参画共生社会 学習・安全課長 石塚 哲朗
13:20～14:00	基調講演 2022年、成年年齢引下げと 新学習指導要領の実施 ～消費者教育の一層の充実を目指して～	文部科学省消費者教育推進委員会 委員、玉川大学教育学部 教授 樋口 雅夫
14:00～14:15	休憩	
14:15～14:35	モデル授業紹介（動画上映） 大学生による高校生への消費者教育授業 ～18歳で大人になるって!? 消費生活から考えよう～	
14:35～15:50	パネルディスカッション 様々な主体と連携した若者が参画する消費者教育 ～岡山からの提案～	<コメンテーター> 文部科学省消費者教育推進委員会 委員、玉川大学教育学部 教授 樋口 雅夫 <コーディネーター> 岡山県消費者教育コーディネーター 矢吹 香月 <パネリスト> 岡山大学法友会（大学生代表） 宮本 あゆは 川崎医療福祉大学医療福祉マネジメント学部 准教授 田村 久美 岡山県立岡山東支援学校 校長 藤井 真理子 岡山県消費生活センター 所長 渡邊 佳苗

※ 15:50～17:00 4省庁連携プログラム

2. 議事錄

開会挨拶

伊原木 隆太 岡山県知事

岡山県知事の伊原木隆太でございます。「地方連携推進フォーラム 2022 in 岡山」の開会にあたりましてご挨拶を申し上げます。

本フォーラムは、消費者庁、文部科学省の皆様方との共催により開催させていただきます。今般の新型コロナウイルス感染症の拡大により、オンラインでの開催とさせていただきますが、ご参加の皆様方におかれましてはそれぞれの団体や地域などで、消費者行政や消費者教育などに、大変ご尽力いただいておりますことを、この場をお借りいたしまして、厚く御礼申し上げたいと存じます。本当にありがとうございます。

本日のフォーラムのテーマは、「様々な主体と連携した若者が参画する消費者教育～岡山からの提案～」です。いよいよ今年の4月から成年年齢が18歳に引き下げられます。新たに大人の仲間入りをする18歳、19歳の方の積極的な社会参加が促進される一方で、契約での未成年者取消権が行使できなくなることから、この年代の若者が特殊詐欺や悪質商法などの格好のターゲットとなることが予想されますが、地域の大切な若者を犠牲にするような犯罪を、断じて許すわけにはいきません。是非とも若者には消費者被害に遭うことなく、自立した消費生活を送っていただきたいと思っており、そのためには、「より実践的な消費者教育」の実施が、何より重要となっています。

本日は新しい学習指導要領の策定に直接関わられた樋口教授による基調講演や、本県が作成した消費者教育教材を活用した、大学生によるモデル授業の紹介、そして、様々な分野のパネリストによるパネルディスカッションを通じ、若者が参画する消費者教育について岡山から提案を発信いたします。

最後になりましたが、本日のフォーラムが、若者の消費者被害を防ぐ契機となりますよう、活発なご議論をお願い申し上げまして、開会の挨拶とさせていただきます。本日はどうぞよろしくお願ひいたします。



挨拶

片岡 進 消費者庁審議官

消費者庁の片岡でございます。「地方連携推進フォーラム 2022 in 岡山」の開催に際しまして、一言ご挨拶を申し上げたいと思います。

「地方連携推進フォーラム」は、地域で活躍する多様な主体が交流・連携をして、今後の活動につなげていくことを目的として開催しているものです。今回のフォーラムは、岡山県、文部科学省、消費者庁の共催で、「より実践的な消費者教育」をテーマに開催をいたします。

皆様もご承知の通り、本年 4 月から成年年齢が 18 歳に引き下げられ、18 歳、19 歳にこれまで認められてまいりました、未成年者取消権が認められなくなります。若者が自らの責任で契約ができるようになる反面、悪質業者に騙されるなどの被害が増加するのではないかという懸念もございます。これまでも地方自治体をはじめ、幅広い関係者の皆様には、若者の消費者被害防止のために様々な取組を行ってきていただいております。特に、学校での教育、SNS などを通じた若者に直接情報提供をする取組、それから、保護者の方への周知など、様々な工夫を凝らした取組をしてきていただいているという風に考えてございます。

われわれ消費者庁でも、制度面では、若者にも被害が多い詐欺的な定期購入商法への対策を強化する特定商取引法の改正を行った他、「成年年齢引下げに伴う消費者教育全力」キャンペーンに基づきまして、全国の高等学校等での消費者教育教材「社会への扉」などを活用した実践的な教育、令和 3 年 8 月に開設をいたしました LINE 公式アカウント「消費者庁 若者ナビ！」特設ページ「18 歳から大人」などを通じて、教育・情報提供の強化などに取り組んできているところでございます。また、取組の一環として、政府広報大規模キャンペーンとして、この 1 月から、人気アニメ「東京リベンジャーズ」とタイアップをして、テレビ、雑誌、ウェブサイト、SNS 等の様々な媒体を活用して、18 歳、19 歳をはじめとする若者やその親世代の方々に、成年年齢引下げの意義や消費者被害の防止について広く周知・啓発を行ってきております。

とはいって、まだまだ周知・広報が必要であるという声もたくさん寄せられております。引き続き、法執行と教育・啓発などあらゆる面から、関係省庁ともしっかりと連携をして、若者の消費者被害が防止できるように、全力で取り組んでまいります。地方で活躍される皆様におかれましても、引き続き、被



害防止に向けた取組を強化・徹底していただきたいという風に思います。

最後になりますけれども、本日のフォーラムの開催にあたりましては、岡山県の皆様より、ひとかたならぬご協力をいただきましたことを、心より感謝申し上げますとともに、情報提供やベストプラクティスの共有などを通じまして、この会が皆様お一人おひとりにとって実りある会となりますこと、また、成年年齢引下げに伴う被害防止の取組に向けて、もうひと踏ん張りのきっかけとなりますことを願いまして、開会の挨拶とさせていただきます。

挨拶

石塚 哲郎 文部科学省 男女共同参画共生社会学習・安全課長

本日は、「地方連携推進フォーラム 2022 in 岡山」にご参加いただきまして、まことにありがとうございます。関係者の皆様におかれましては、日頃より消費者教育をはじめとする教育行政にご尽力、ご協力いただきまして心より感謝申し上げます。

ご承知の通り、若年者の消費者教育を取り巻く環境は、本年 4 月 1 日から成年年齢を 18 歳に引き下げる法改正があります。若者の積極的な社会参加を促進し、社会を活性化するという重要な意義を有するものでございますが、一方、若者が一人で契約を結ぶようになることから、消費者被害の拡大も懸念されています。若い世代に関して、契約に関する基本的な考え方、そして責任について理解する、それのみならず、消費者として主体的に判断して、責任を持って行動できる能力を育むための実践的な消費者教育を一層進めていく必要がある、という風に考えております。

文部科学省におきましては、消費者教育の推進に関する法律、基本的な方針に基づきまして、学校教育や社会教育における消費者教育の充実に向けた政策について取り組んでいます。

具体的には高等学校教育等において、新学習指導要領に盛り込んだ契約の重要性、消費者法の仕組みに関する指導内容を前倒しし、全ての高校生に指導を行っています。今年 4 月からは新しい必修科目、「公共」、そして、家庭科の新しい教科書におきまして、一層充実した教育を進めようとしています。消費者教育の担い手であります教師の指導力を高める観点からも、国が作成した消費者教材、「社会への扉」を活用した教員用研修教材の活用を一層促進してまいります。

本日開催されますフォーラムにおきましても、新たに成人となる若者が消費者被害に遭うことなく、自立した消費生活を送るためのより良い実践的な消費者教育について、発表と議論いただくと承知しています。今回のフォーラムを通して、若者の消費者被害を防止する様々な取組、学校、地域における消費者教育に係る連携の重要性について、考えを深めていただきたいと思いますし、全国各地域における消費者教育の推進のきっかけにしたいと考えています。

最後に岡山県様、消費者庁様、本フォーラムの開催にご尽力いただきました皆様に感謝申し上げるとともに、本フォーラムに参加される皆様のますますのご活躍を祈念いたしまして、挨拶とさせていただきます。



基調講演

「2022年、成年年齢引下げと新学習指導要領の実施」 ～消費者教育の一層の充実を目指して～」

樋口 雅夫氏 文部科学省消費者教育推進委員会 委員
玉川大学教育学部 教授

皆様こんにちは。ただいまご紹介いただきました、玉川大学の樋口と申します。本日はこのような講演の機会をえていただきまして、大変に感謝しております。

私、実は、岡山県出身であります、皆様方に様々な話をできることと、近隣の方々の取組を拝聴できるのを非常に楽しみにしております。



スライドにタイトルとして示しておりますが、2022年、令和4年4月より成年年齢が18歳に引き下げられます。図らずしてではあります、新しい高等学校学習指導要領、更には特別支援学校高等部学習指導要領が4月より年次進行で実施となります。この4月に向けて関係省庁、消費者教育の関係の皆様方が、様々なご尽力をされてきました。副題に「一層の充実を目指して」と書かせていただきましたが、これからわずかひと月の間に何をするかだけではなく、いよいよ成年年齢18歳に引き下げられ、どのような消費者教育の進め方が望ましいのか、また望まれているのか、話をさせていただきます。

本来であれば、グループワークをしていただければいいのかなと思いますが、本日はオンライン開催ですので、こちらの資料をお読みください。「『成年年齢18歳時代』のグループワーク」と名付けさせていただきました。上の4行だけ読みます。

「私は高校時代に悪質商法や契約などについて学んだにもかかわらず、下のような消費者被害に引っかかってしまいました。後で冷静になって考えると避ける方法はいくらでもあったのに、今になって後悔しています。今後どのように行動したらよいか、2025年5月の時点として考えてください。」

設定としましては、来年の4月に高校1年生になる生徒が家庭基礎の授業で行ったというイメージを持っていただければと思います。実はこの教材は先日、私が大学で担当しております初年次教育の授業の中で、少し学生にやらせてみました。

皆様ご覧になればおわかりかと思いますが、マルチ商法、あるいはマルチまがい商法に類するような被害であろうかと思います。このような事例は、18歳の大人に対してこれから多くなることが懸念され

ております。この事例の問題点、解決策、どのような場面でゆっくり考えたり確かめたりする必要があるたでしょうか。わずか 10 分ほどのグループワークでしたが、学生たちは熱心に、楽しく行うことができました。

最近の若い世代は「大丈夫です」という言葉をよく使うんですね。この断り方というところで、いくつか学生の中から出てきた断り方があります。「私、お金があるので大丈夫です」と言ってその場を立ち去る、あるいは、「私、友達いないので大丈夫です」と言って立ち去る、といったようなユニークな答えが出てきました。この答えは一つには限りません。ケースバイケース、様々な状況に応じた断り方があると思います。いずれにせよこの学生たちは 19 歳で数か月後には成人になるその当事者でした。感想を聞くと、「自分で契約できるようになることはとても楽しみだ、だけれども、その一方で責任感が重くなるのが不安だ。」と言っていました。しかし、この学生たちは一度このようなグループワークをしておくと、万が一、この状況と同じではないにせよ、類する事態の時、ゆっくり考え、本当にこの契約をしてもいいのだろうか、という風に考えるきっかけができるのではと私は期待しています。

新しい学習指導要領は 2030 年を一つの目処として用いられます。なお、小学校、中学校はすでに新学習指導要領が実施されています。その中で多く言われているのは、社会に開かれた教育課程。学校教育を学校教育の中だけで閉じるのではなく、社会の様々な方々と連携・協働して、その目的を一つにして、子供たちを未来の作り手として、また、子供たちにとって幸せな人生の作り手として育てていくことが目指されています。資質・能力の育成、とありますが、個別具体的なケースが理解できる、対応できるだけでなく、それらを大きくした、どのようなことができるようになればいいのか、という部分に今回の学習指導要領は焦点が当たっています。

なぜそのように学習指導要領が変化してきたのか。その答えの一つが社会の大きな変化にあります。こちらのスライド、内閣府のウェブページに掲載されているものです。いよいよ Society5.0 時代が幕開けをしたと言われています。具体的に読み解いていきたいですが、時計回りに「イノベーションにより、様々なニーズに対応できる社会」とあり、お年寄りがドローンで荷物を受け取っているという図が載っています。つい先日も、ドローンで医薬品を自宅の庭まで運ぶ実証実験がすでにスタートしています。医薬品に限りません。日用品、様々な商品の購入の方法、また、受け取りの方法が変わってきた、非常に便利になってきたと言えるのではないでしょうか。

時計回りの右下になります。「ロボットや自動走行車などの技術で人の可能性がひろがる社会」とあります。ロボットアームあるいは補助具をつけることにより、重たい荷物を楽々と運ぶことができるという図ですね。以前目にしたニュースですが、備中松山城、今はかごで上がるらしいです。かごを運ぶ、かごの担ぎ手は非常に重労働です。それをアシストスーツを付けることにより、従来よりも楽にかごを担ぐことができる。そのような技術が開発されたというニュースがありました。これは単なる一例ですが、様々な重労働、腰痛が職業病と言われるような職業に従事している方々にとって、救世主のような

ロボットスーツですよね。

左に回りますと、「AI により、必要なものが必要な時に提供される社会」とあります。私もよくネットショッピングをするのですが、一度ネットショッピングをすると、次にそのホームページにアクセスすると、おすすめ商品が出てきてくれます。毎回商品を一から検索せずとも、これこれ、この商品を買いたかったんだとクリックすると、その商品がカゴに入り、購入できる。非常に便利な時代になったと日々私も思っているところです。

そして、左上に「IoT で全ての人とモノがつながり、新たな価値が生まれる社会」とあります。このように申しますと、まさにバラ色の社会でありまして何も問題がない。むしろ、私たち消費者にとって、便利でかつ楽な、自分の購入したい品物が、その場にいながらにして手に入れられる時代がやってきているように見えます。とはいって、「そうではない」ということも、一面である、ということもおわかりであろうと思います。このような時代の大きな変化の中で、中学生、高校生、あるいは、若者世代に消費者教育を進めるにあたっては、個別具体的な悪質商法の手口を学び、それに引っかかってはいけませんよ、と言うだけでは足らない。むしろこれまでの消費者教育が行ってきたグループワークなどを通して、様々な価値観に触れ合いながら自分の考えを深めていったり、また、何か事が起った時に、自分の学びをそこに応用できるようにしていく。そのような力が求められる時代だと思っています。その意味で、成年年齢の 18 歳への引下げと新学習指導要領の実施は、「車の両輪」だと思っています。

冒頭のご挨拶の中でも実践的な教育、取組が大切ですとありましたが、こちらは何かと言いますと、実践的な教育を今後担っていくことを期待している教員の卵の学生たちです。その学生たちに問 1、問 2 を授業中に問うてみました。昨年の 4 月はまだコロナ禍が収まらない中、少しずつ対面の授業を増やしていく、また、オンラインの授業に逆戻りをした時期でした。その 1 年前、2020 年度は、まるまる 1 年間オンライン授業で過ごした学生もいた。そのような状況下で、どのような答えが出てきたでしょう。

人工知能の進化によって、人間の職業が取って代わられるのではないか。教職だけでなく、様々な仕事がなくなるのではないか、ということが巷で言われています。取って代わられるかもしれない、と学生が考えた事例、あくまで学生たちの生活経験の中での感覚ですので完璧に網羅しているわけではありません。例えば③スーパーの店員(自動レジの導入)、今自動レジが増えています。非接触型、まったく店員と声を交わすことなく商品を買うことができます。自分でバーコードを読み取って自分でタッチパネルにタッチすることで決済が終わるということが増えています。店員がいなくなるのではないか。⑩電話オペレータ、こちらも不要ではないか。⑪飲食店の注文もタッチパネルで終わる。あるいは自分の手元にあるスマートフォンから注文できてしまう。最後の⑫、物の販売、自動販売機があるので物を直接店員さんに、これください、はいわかりました、と買わなくとも済むようになるのではないか。学生たちはこのように考えました。もちろん、完全になくなるわけではないと私も思っていますが、しかし、この AI

ができることについては AI に、という流れは、ある意味不可逆的であることは間違いないだろうと思います。

そうは言いながらも、やはり、授業という場面に置き換えた時には、学校という場に物理的に集まらなければできないものがあるのではないか？と学生たちに問いました。その中で出てきたものがこちらの①～⑩です。例えば、②自分以外の考えを持った人間と関わること。確かにオンラインの授業でも関わることができないわけではないが、やはり、相手の体温を感じながら、相手の考えを聞く、そして自分の考えを深める。これは対面でないと難しいことであると思っています。⑥は調理実習の例ですが、実際に活動してから事前・事後での振り返りをする学習。こちらも家庭科の先生、大学の先生、小・中・高等学校の先生も、かなりご苦労されてオンライン授業で調理実習されたという場合もあったでしょう。大学の授業になりますと、家庭科の教員になりたい場合に調理実習をしますが、自分が調理実習をしている様子を自ら動画に撮って、動画を大学のサイトに投稿し、それを先生が見て評価をするというような調理実習の授業、実技の授業が昨年度行われていました。できないことはない、ということですが、やはり、子供たちにとって調理実習をしながら、友達とこうしたほうがいいか？いや、こっちのほうがいいよ、と話ができる場、それが終わったのちに振り返りをする場というのはほしいのだろうな、ということを学生の言葉から感じています。更に⑨のグループワーク。直接顔を合わせて自分の意見を言ったり他人の意見を聞いたりすること。この直接顔を合わせるという部分は、いくら AI が進化しても世の中が完全にサイバー空間で成り立つ時代にならない限りなくなることはないわけです。私たち消費者は何らかの形で直接顔を合わせ、商品の購入あるいは販売、生産などを行っているわけです。その経験をこれまで何十年と消費者教育では実践してきたわけです。その取組はどんなに AI が進化しようとも、オンライン授業が一般化しようともなくなることはない、むしろこの良さを生かすことが大事になってくるのではないかでしょうか。学生たちはそのような思いを持って教師になりたいと勉学に励んでいるところあります。

今申し上げた例は、社会科や公民科、家庭科の教師になりたいという学生だけではありません。むしろ小学校の先生であれば、全ての科目、教科を教えるということになります。ですので、全ての教科を教える時に消費生活、金融経済は大切です。

今申し上げたことは、第 2 章「各学科に共通する各教科」という部分に入ろうかと思います。決してその各教科の中に、消費者教育という教科があるわけではありません。一方で、消費生活や金融経済に関わる内容は、社会科、家庭科以外の教科でも行っている部分がある。その部分に気づいていただことにより、学校の先生方全員で子供たちに、必要な力を身に付けさせることができるようになるのではないかでしょうか。

国は学習指導要領などの大綱的な基準を作り、その後、各教育委員会、学校などで具体的な教育課程の方針を定めています。現在すでに高等学校においては、来年度から始まる新課程の時

間割を作っている。そのような時期ではないかなど思います。新課程の「公共」、あるいは「家庭基礎」を来年4月より行うのか、あるいは再来年度、高校2年になってから実施するのかは、学校で判断することになっている。いずれにせよ、18歳になるまでに、18歳成人として必要な資質・能力を確実に身に付けさせていく、そのことが新しい教育課程では求められています。ですので、公共、あるいは家庭基礎、家庭総合を高校2年生までに履修させることが、学習指導要領に規定されています。しかし、これらは高等学校で突然学んだからといって、深い知識が身に付いたり、また、知識を活用して適切な消費行動ができるかというと、そんなことはありません。幼いころからの、小学校教育からの積み重ねが大切になってきます。

現行学習指導要領、これは小学校ですので、すでに昨年度より実施されているので「現行」としています。この消費生活等に関する内容は、多く記載をされております。こちらは小学校の家庭科ですが、アの(ア)は「買物の仕組みや消費者の役割」、あるいは「購入するために必要な情報の収集整理ができること。」と書かれています。小学校の段階から、お買い物をしっかりとできるようになる。これは自分のお小遣いで自分の欲しいものを買うことがあるかもしれません。あるいはお手伝いで今晚の食材を購入するということもあるかもしれません。小学生ならではの視点で限られたお金の中でどのようにうまく使えばよいのか、しっかりと小学校の段階から考えることが大事だと言っているわけです。しかし、あわせて、「売買契約の基礎について触れること。」と書いてあります。何も売買とは、契約とは、と大上段に構えて教えるわけではありません。品物、これください、はいわかりました、という約束ができたら、やっぱり買うのをやめます、この商品返します、というのは基本的にできない。それを小学校のうちから学ぶことが大事であろうと思います。もちろんそうではない場合、クーリングオフ制度によって、商品を返すことができる場合はどのような場合か、などなど、全てを教えてくるが、発達段階に応じて少しづつ学びを深めていくことが、学習指導要領では、系統的に示されている。こういうことをご理解いただければと思います。

社会科も同様です。アの(イ)にはこのように書かれています。「販売の仕事は、消費者の多様な願いを踏まえ売り上げを高めるよう、工夫して行われていることを理解する」。それはその通りかもしれません、私たち消費者のためを思って売ってくれるだけなら、商品を売る側は、利潤が出ません。費用が回収できません。だからある程度一定の価格が設定されているわけです。これを需要・供給の概念を使わずに、まずは小学生のうちから、販売をする立場に立って考えていく。このように消費者、販売者の立場、あるいは生産者の立場。様々な立場に立ってみると、それぞれの想い、願いがわかるだろうという、そういう学習の流れが作られているわけです。

中学校で更にそれを深化しております。中学校の技術・家庭科（家庭分野）であれば、クレジットカードの三者間契約についても学習が行われています。そのような学習の系統性を踏まえて、高校の家庭基礎ではご覧の通りの内容が書かれています。例えば、家計管理を見ますと、「教育資金、

住宅取得、老後の備えのほかにも事故や病気、失業などリスクへの対応が必要であることを取り上げ、預貯金、民間保険、株式、債券、投資信託等の基本的な金融商品の特徴、資産形成の視点にも触れるようになります。」と規定されています。この意味することは、「資産形成をしっかりとしてください」というのが第一にあるのではなく、子供たちにとって、将来を見通した経済計画が大事ですよ、と。そのための選択肢として預貯金から投資信託まで様々な方法がある。しかし、それらの金融商品を購入する、契約する場合にはやはり留意すべきところもある。そこまでをしっかりと家庭科で学んでおこうということになっています。

公民科の新しい必履修科目「公共」です。この「公共」という科目は、高等学校の1年生、あるいは2年生で学習する科目です。その大きな特徴は、Bというところを見てください。「主題ごとに具体的な「問い合わせ」を立て、生徒の日常の社会生活と関連付けながら具体的な事柄を取り上げて指導する」。家庭科の先生からすると今までやっていましたよねとなるわけですが、社会科、公民科の先生方からすると、やはり、このような教育方法は少し新しいところもあるわけです。確かに、日常の社会生活と関連付けながら実際には授業を行っていた場合も多くあるわけですが、一方では大学入試が視野に入っていますので、制度や仕組みを教えるというのもあながち忘れることができない状況だったと思います。それが大きく変わるわけではありませんが、しかし一方で、大学入試に関わるところでも試験問題がずいぶん変わろうとしているというのは、皆様ご承知の通りかと思います。何を知っているか、だけでなく何ができるようになるか。あるいは、思考力、判断力、表現力等を問う試験問題が増えてきています。そうなりますと、高等学校の授業においてもやはり、何らかのケーススタディのような形の授業も増えてこざるを得ない、という風に言っておきましょうか。なかなか高校の先生には大変な作業かもしれませんね。

そこでスライドの右下をご覧ください。この新しい教育課程では関係する専門家、専門機関等と連携・協働することが大きくうたわれています。その例の一つとして、消費生活センターなどと書かれています。やはり専門家のお力、知見をしっかりと学校教育の中に入れていただければ、高校の先生方も気持ちが楽になるというところもございます。そしてお互いにこれから社会を担う18歳の大人を育てていこう、というところで目的が一致すれば、これから的新教育課程がうまく動いてくのかなと私は期待しております。もちろん学習内容としまして、次の太字ですが、多様な契約および消費者の権利と責任。先ほどネットショッピングの話も出しましたが、必要な情報を適切かつ効果的に収集し読み取る、まとめる、このような技能が求められます。様々な専門家と連携しながら子供たちに必要な教育を行うことが、目指されています。では具体的にどのような授業になっていくのか。

おそらく18歳までに必要な知識レベルということで言ったときには、この学習指導要領解説に書かれている内容のレベルになるかと思います。真ん中あたりを見てください。ここには金融と書いてあります。消費者教育の話ではないんですか？と思われるかもしれません、この消費者教育は金融であ

ったり、法であつたり、様々な関連教育が総合した分野であると考えています。これを金融教育という視点で見ることもできますが、消費者教育という視点で見たらいかがでしょうか。「フィンテックと呼ばれる IoT、ビッグデータ、人工知能といった技術を使った革新的な金融サービスを提供する動き、クレジットカードや電子マネーなどの利用によるキャッシュレス社会の進行、仮想通貨など多様な支払い・決済手段の普及、様々な金融商品を活用した資産運用にともなうリスクとリターンなどについて、身近で具体的な事例を通して理解できるようにする」。このように書かれています。フィンテックの仕組みを学ぶ、ビッグデータを分析する、ということを求めているわけではありません。この世の中の変化に対して、私たちはどのような構えで、これから金融商品等に対峙していくべきか。あるいはそれをうまく活用する、いわゆるお金に働いてもらう、そのことによって私たちの生活を豊かにしていく。それがいま求められているわけです。そう考えていきますと、消費者教育の世界でもリスクとリターン。確かに資産運用の部分だけで話を切っていくのは、いかにももったいない話です。様々な契約時にはメリットもありますし、デメリットもあります。その両方を勘案した上で、自分で契約するのかしないのか判断していく、そのような判断力が、これからの中高生、18歳目前の高校生たちに求められていると言えるのではないかでしょうか。

今、カタカナ用語がたくさんあって、これは大変だと思ったかもしれません。多様な日常生活での実践のつながり。どういう風に教材を選択していくのかといったときに、なにも全く新しい教材をこれから開発するというものではないんだろうなと思うわけです。こちらも「『公共』などの授業で…」、「『家庭基礎』などの授業で…」と私が書かせていただいたものは、すでに法務省、また消費者庁が作成した教材なんです。もちろん「公共で」とは書かれていません。これが「現代社会で」、「政治・経済で」とは書かれています。しかし、応用できます。汎用性があるんですね。学習指導要領の変化によりこれまでの教材が使えなくなるというものではなく、むしろ、これまで以上に活用、使うことができるのではないかでしょうか。

この公共などの授業で、契約についての授業をするとすれば、「契約って聞いたことがありますか」「契約はどのように結ばれるのでしょうか」「一度結んだ契約は解消できないの?」「解消できる特別な場合があるんだよ。それはどのような時か、考えてみよう」というような授業が一つ考えられます。すでに7年前に法務省が作った教材です。また「社会への扉」を見ますと、家庭基礎で、「生活するのに必要な費用を考えてみましょう」「お金を支払うとき、どのような方法があるのでしょうか?」「お金の役目を考えてみよう」とすると、預ける、備える、運用するという役割があるということに気づいていけるわけです。

つまり、今申し上げたことは、決して私たち一人ひとりが騙されない消費者になるだけにとどまらない教育だということになります。公共、家庭基礎共に、「よりよい社会の実現を視野に」、あるいは「よりよい社会の構築に向けて」と規定されています。私たちの適切な消費行動は、よりよい社会の実現、

構築に向かうということを生徒たちに自覚させたいところです。もし騙されたと気づいた時にどうすればいいでしょうか？「188」に電話をしてみよう、相談してみようという行動をとりますよね。そうした時に私が一人泣き寝入りしたら、そこで終わってしまいます、「188」に電話することにより注意喚起がなされる、あるいは法改正がなされるかもしれない。そして社会全体にとってよりよい方向に進んでいくんだ。つまり、私の1本の電話が社会を変える、良い方向に変えていくことにつながるんだということに気づいていける。まさにこれは消費者市民としての自覚を養う授業とも言えるのではないでしょうか。

したがいまして、まず消費者被害を防ぐ、同時に加害者にならないという教育を忘れるることはできません。そのための前提として、「契約の基礎を学ぶ」。これは外せないんですね。契約の基礎を学ぶ、契約自由の原則を学ぶ、それは今までの社会科や公民科で十分になされてきました。家庭科でも行なわれてきました。その基礎を踏まえた上で、契約が取り消せる特別な場合は、どのような場合なのか。また、それはどのような方法でできるのか。ということを実践的に学んでいく単元作りが、今求められていると思っていただきたいと思います。ここに書いてあります、10時間の単元は、私が勝手に作ったものではありません。一番下に注記がありますが、国立教育政策研究所が家庭科の参考資料として提示しているものです。このような実践事例を参考にしながら、より良い授業を作っていく、また、学校の先生以外の方もこのような教材があることを知っていただくことでお互いに連携・協働の基盤ができると期待しております。

こちらにある意味尽きるのではないかなどと思います。消費者の権利と責任を学ぶ。これは公民科ですけれども家庭科も同様です。そのためには、順番があるわけです。消費者に関する問題を取り上げる。様々な手口を学ぶことも大事です。そして消費者契約を扱う。様々な契約がありますが、いきなり家のローンを結ぶ契約のシミュレーションをやってみよう、と思ってもなかなか子供たちにとっては、身近ではないかもしれません。しかし、中学生ぐらいから少しずつ契約を扱っていると、高校の家庭科で生涯の生活設計をしていくなかで、家のローンを組むときにはどうすればいいか考えてみよう、というグループワークがスムーズにできるのではないかなどと思います。このような消費者被害を防ぐための消費者保護行政があることも学んでいきます。

「消費者が保護される存在としてだけではなく、自らの権利や利益を守り増進することができる自立した主体になることとともに、様々な人々の多様な生活の在り方を尊重しつつ、消費者としての自らの選択が現在及び将来の世代にわたって社会・経済の在り方や地球環境に影響を及ぼし得るものであることを自覚して、公正かつ持続可能な社会の形成に積極的に参画することが期待されている」。なにやら難しそうな言葉ですね。実はこれは消費者教育推進法の一節を抜き書きました。一部抜粋ですが。つまり、消費者市民として求められる資質・能力を身に付けていくために、地球環境ということで考えていくと、例えば家庭科で食品ロスの問題を取り扱う、あるいはエシカル商品の問題を取り扱う。フェアトレードをやってみる。こうなると家庭科、公民科のだけではなく、学校の様々な場

で、総合的な学習（探究）の時間や、特別活動も含め実施が可能になるのではないでしょうか。今は SDGs という大きな目標もあります。SDGs に絡めることで、より効果的な教育が進んでいくのではないかと思っています。

その最後のキーパーソンが学校教育から一步離れた場にいらっしゃる消費者教育の専門家、専門機関の方々ということになります。よく言われていることですが、学校の先生は忙しい。時間をかければ、教師はスペシャリストですから、優れた教材研究をしてより良い授業を行う。これができるわけです。しかし成年年齢 18 歳は待ったなしです。そして、それに適した教材を今から自分で作っていく。なかなか大変です。その一方で、消費者行政、消費者教育の専門家はたくさんいらっしゃる。その方々が、①のところです。「教育課程を介して目標を共有していく」ことをぜひお願いしたいと思うのです。学校の先生方もより良い教育を、そしてより良い消費者を育てたいという思いは持っています。その思い、願いを共有することによって、③のところです。社会に開かれた教育課程が実現していく。そして副次的に 18 歳成人、そのための様々な課題も解消していくことが考えられるのではないでしょうか。

こちらのスライド、右のスライドは、私が自分で撮った写真ですけれど、真ん中あたりに写っているのが、私の卒業した小学校なんですね。岡山県内です。このように、いつでもどこでも私たちは消費者です。どんな時代にあっても、また、どこに暮らしていようと、一人の消費者として幸せな人生を送るために、より良い社会を作っていくために、お互い連携・協働しながら、消費者教育を推進していくことが求められているのではないでしょうか。まずは待ったなしの 18 歳、成年年齢引下げと、この課題を皆さんと一緒に共有しながら解決していきたいですね。その先に子供たちの楽しい、あるいは幸せな消費生活、未来が拓けていくのではないかでしょうか。

私の基調講演はここまでとさせていただきます。皆様ご清聴ありがとうございました。

モデル授業紹介（動画上映）

「大学生による高校生への消費者教育授業 ～18歳で大人になるって!? 消費生活から考えよう～」

ナレーター：岡山県では成年年齢引下げが令和4年4月と間近に迫る中、大学生が講師となって高校生に契約の責任や、消費者としての社会的な責任についても考える実践的な消費者教育の授業を実施しています。消費者教育で学ぶべき内容は、契約トラブルなど被害防止だけでなく生活の管理や設計、消費生活情報に対する批判的思考力の育成、消費が持つ影響力の理解、持続可能な消費の実践など非常に幅広いものです。そして消費者教育は私たちが安心して、安全な消費生活を営める社会、消費者が主役の消費者市民社会の実現に向けて重要な役割を担っています。この日ノートルダム清心学園清心女子高等学校ではネットの書き込みをテーマとして、自らの行動に対する社会的責任について学ぶ授業が行われました。

大学生1：今、高校2年生の皆さんは2022年3月に高校を卒業したらすぐに成人。すなわち一人前の大人として法律で認められ、ご両親や保護者の方の保護から離れることになります。これにより皆さんも大人と同じ権利や自由を手に入れることになります。またそれと同時に危険や責任も大人と同じように、自分一人で引き受けなければなりません。今回は「その書き込み大丈夫!?」というテーマでのSNSの書き込みにまつわる危険や責任について一緒に考えていきましょう。

今ネットでの書き込みが色々なトラブルを起こしています。憲法21条は集会結社、および言論、出版その他一切の表現の自由は、これを保障すると定めています。ネットの書き込みはこの表現の自由に含まれます。では自由であれば私たちは何を書き込んでも良いのでしょうか。どのような表現が法的に問題になるのかを考えていきましょう。これからケースAとケースBの二つの事例を紹介します。後で二つのケースの書き込みについて何が違うのか比較してもらうのでよく見て考えてみてください。

大学生2：それではまずケースAです。ある高校に通うももた君とももこさんは仲の良い友達です。ももた君は家族でレストランOKAYA～MAへ行きましたが、色々な不満があった様子。翌日教室でクラスメートたちに感想を話しています。

ももた：値段が高いだけでちっともおいしくなかった。もう二度と行かない。

ももこ：あそこはあんまりいい噂聞かないよね。

ももた：そうだ、SNSに書き込んでやろう、「レストランOKAYA～MAは高いだけでおいしくなかった！」これでよし、お店の人僕の書き込みを見て反省するかな。

ももこ：お客様の感想は気にしてるだろうから、少し味を見直すんじゃない？

大学生2：次にケースBです。「レストランOKAYA～MAが高くておいしくない」というももた君の話

を聞いていたうら君も何か思いついたようで、さらに SNS に書き込みを始めました。

うら: ふつふつふ。ももたは甘いなあ、僕がもっとみんなが行かないように書いてやるよ、そうだ、「レストラン OKAYA～MA は詐欺集団の溜まり場で、そこで詐欺にあうこともあるらしい」、とこんな感じで。これくらい書くと、みんな行かなくなって、高いお金を払って嫌な思いをする人もいなくなるんじゃないかな。

ももた: 大丈夫かな。

大学生 1: さてここで問題です。レストラン OKAYA～MA に関するケース A のももたくんの書き込みとケース B のうら君書き込みはそれぞれ法的に問題になると思いますか？

高校生たち: (相談中)

大学生 1: このあたりで各班の意見を聞いていこうと思います。

高校生 1: ケース A は「法的問題にならない」で、理由はそのレストランに対する評価だから。ケース B は「法的問題になる」で、勝手に事実かどうかわからないことを書いているからです。

(拍手)

高校生 2: ケース A は「法的問題にならない」で、理由が自分がお店に行った感想を書き込んでるだけだから。ケース B が「法的問題になる」で、理由がお店の印象が変わってしまって、営業妨害になるかもしれないからです。

(拍手)

大学生 1: どちらの書き込みも不特定又は多数の人が知ることができるネットに書き込んでいますが、その内容に違いがあります。まず、ももた君の書き込みは「おいしくなかった」という単なるレストランに関するももた君の感想です。この「おいしい」または「おいしくない」というのは、人それぞれの主観的な感想、意見なので事実ではありません。そのため 230 条の一つ目の要件である「公然と事実を摘示している」ことには当てはまらず、ももた君の書き込みは法的に問題になりません。

ではうら君の書き込みはどうでしょうか。うら君が書いた「詐欺集団の溜まり場でそこで詐欺にあうこともあるらしい」という内容は事実ですね。これは客観的な事実であり「公然と事実を摘示している」に当てはまります。そして書き込みによってレストランの評判を下げています。そのためうら君の書き込みは、その書き込んだ事実が実際にあるかどうかにかかわらず法的に問題になります。

では今日学んだことをまとめていこうと思います。商品についておいしい、おいしくないなどの自分の感想を書くことは自由です。しかし事実を書いて人の評判を落として名誉を傷付ける行為は、本当のことを書いても処罰されます。ただし人の評判を落とすような内容の事実であっても、その事実がみんなの利益に関することであり、その上で本当のことである場合は処罰されません。

なおプライバシーを侵害する行為は、その人の評判を下げていなくても、損害賠償の対象となる可能性があるので注意してください。人の名前や住所などの個人情報をむやみに SNS に書き込むとい

うことは、先ほど述べた通り法的に問題となります。それは民法上の損害賠償の対象となるということです。このプライバシーを侵害する行為は名誉毀損罪という刑罰の対象にならない場合であっても、被害者からの訴えによって損害賠償の責任を負う可能性があるのです。SNSへの書き込みは不特定又は多数の人が、知ることができる状態になる可能性があります。インターネットを利用することが身近になっている今こそ情報を発信する時は、よく考えて注意して書き込みましょう。権利、自由、そして責任の三つを正しく理解して、高校を卒業した時に法的に困ることがないようにしましょう。最後まで聞いていただきありがとうございました。

高校生 3: 楽しいけど、ちょっと大人としての自覚や責任が、自分に持てるのかっていうのはちょっと不安があります。問題を起こした時とかに全部親の責任ではなくて。子供の時は守られてたけど、もう全部自分の責任になるので、そこは大人の責任が大切だと思う。

高校生 4: 今は未成年だから、親が守ってくれてるから、っていうのがあるけど、もしそれがなくなったら、自分で自分のことをちゃんと管理できるっていうか責任ができる、責任を負うことができるのかとか、事故とかでも自分がちゃんとそれを対処できるのかがちょっと不安なので、これから気を付けていきたいと思います。

大学生 1: よく勉強とかもあるんですけど、やっぱり教えることで自分の考えが深まったり、新しい見識をちゃんと得ることができたりすると思うので、そういう点ではやっぱり自分たちにもメリットがあるなと思いましたね。高校生は高校では習わないような公民の範囲、たぶん、今日その勉強だと思うので、そういう知識を得たのは、やっぱり高校生にとっても良かったのかなと思います。

森 雅子（ノートルダム清心学園清心女子高等学校副校長）：今回のSNSのテーマも普段であれば生活の安全のための教育ということで聞き、また家庭科の方では消費者としての立場で勉強し、そして法律の立場を社会科で勉強するというような、ばらばらな取り組みになりがちなんです。それが今回のような取り組みをしていただくことでつながっていくということ。しかも身近な、少し年上の大学生の方と一緒に考える機会を得られたということ。そこに意義があると思います。大変ありがたい取組だと思っております。

濱田 陽子（岡山大学法学部准教授）：大学生のメリットはとても大きいと思っているんです。一つは、やはり法学部で勉強する時というのは、先生の話を聞いてなんかこう「机上でよくわかった」みたいな感じで終わるんですけれども、教育となりますとそれを適用して、発展的に学んでいくというのでしょうか、現場で学んでいく、というところがありますので、その法の活用、ないしは適用の部分というのをこの法教育で十分に経験することができる、ということがあります。

もう一つは、あの具体的な事象でいくつかの法を学ぶことになるわけですけれども、講義で学ぶ内容とか講義で出される事例というのは、必ずしも日常に転がっているものではなくて、ちょっと距離感のある事例だったりするんですね。けれども消費者教育においてはまさに身近な事例を使わなければいけませんので、そしてその事例を解決するためには必ずしも教室で学んだ法律の知識だけでは足りなくて、発展的な部分も自ら勉強した上で教育に臨むという点で、とても彼らの知識や力にはなっているなという風に思います。

このような機会を得て「消費者とはどういうものなのか」と、自分の考えている消費者像というのが、実際の消費者教育の消費者像と合っているのかどうか、と思考をこう展開させているようですので、その経緯をもって大学生自身も「自分は消費者としてこのようにならなければならないのだ」という自覚の部分は出ているのだと思います。用心するというところは、たぶん教育を経験していない学生と比べると慎重になると思いますし、万が一引っかかってちょっと困った時にも、頼れる場所をたくさん知っているというのでしょうか、適切に問題に対応できる、そのような力はついていると思います。

矢吹 香月（岡山県消費生活センター 消費者教育コーディネーター）：今まででは消費者教育というふうに言った時に、やはり最初に約束と契約の違いということで「契約は法的責任が伴う約束ですよ」というような、そういった教材が多かったと思うんですね。そういった中でやはりじゃその法的な責任っていうのは、どういうものなのか、っていうのを具体的に学ぶ教材というのは今まであまりなかったというのが現状です。そういった中でやはり法的責任が伴ってくるということは、裁判が起こされた時に自分でその責任を負っていかないといけないということ、そのことを学ぶような形の教材が必要ではないのかなというふうに思ってました。

そういった中で、新学習指導要領が高等学校では 2022 年の 4 月から開始されるわけなんですけれども、その中で公民科で新しい科目の「公共」というのが設置されるようになっています。この「公共」では、私たちあるいは生徒自身が四つの主体という観点から、社会的事象を交えながら、どういった形で自分たちが行動をとるべきか、というのを学ぶような内容になっています。その時に四つの主体というのが、法的主体、経済的主体、政治的主体、そして情報発信の主体という四つの主体です。それらを二つ以上用いて授業でこの教育を行っていく、というふうになっていると思いますで、今回この教材を作る時に「SNS への書き込み」という情報の発信の主体。そしてもう一つ法的主体という中に、消費者の権利と責任というものが入っているので、これらを踏まえた教材ということで SNS への書き込みということの教材を作っています。

そういった中で同じように 2022 年の 4 月から成年年齢が 18 歳に引き下げられるということですので、今回の授業で実施される高校 2 年生は、卒業して 4 月 1 日になったら 19 歳ですぐそのまま成年になってしまふわけですね。そうした時に責任ということを、どのように取っていかないといけないのか、っていう教育っていうのがなされていない中で、戸惑うことがあるので、やはり身近な SNS への書き込みということから、そのことを学ぶということでこの教材を作らせていただいたという経緯です。

そういった中で若者に対する消費者教育というのは、なかなかされていないというのが現状です。大学生も消費者教育というのを受けて、大学に来ている生徒は少ないわけですね。その中で直接こういった授業に参加するということ、自分が教えるということはまず学ばないといけないので、消費者教育についてさまざまな学びということで、大学生自身がまず学ぶ。そして学んだことをより分かりやすい言葉で身近な高校生に伝えていくというそういった作業ができるので、生徒と大学生の両当事者が消費者教育ができるという利点があるのではないのかなというふうに思っております。

両方が学ぶっていうことで、そして今、消費者教育をするにあたって、やはり教育をする人の数が足りないというような現状があると言われている中で、大学生が積極的に消費者教育にかかわっていつて、こういった学校現場に出向いてくれると、そういう人材不足という分についてもフォローできるし、やはり地域と連携して、学びを進めていく。様々な団体が学びをよりプラスアップしていく、ということに

つながるのではないかなと思っています。

パネルディスカッション

「様々な主体と連携した若者が参画する消費者教育

～岡山からの提案～」

矢吹 香月（岡山県消費生活センター 消費者教育コーディネーター）：それではこれよりパネルディスカッションを始めさせていただきます。コーディネーターを務めさせていただきます矢吹と申します。皆様どうぞよろしくお願ひいたします。本日のテーマは、「様々な主体と連携した若者が参画する消費者教育」です。成年年齢引下げに伴い、若年者の消費者被害の増加が懸念されていますが、様々な主体が連携することで、若者の消費者被害を防止する効果的な消費者教育を実践することができるのでないかと思われます。この連携に若者が参画することで、若者自身の学びが地域社会の見守りにつながり、自立した消費者として責任ある行動がとれる消費者市民の育成になるのではないかと考えております。



消費者庁消費者安全調査委員会委員長を務められた畠村洋太郎先生のご著書の中に「暗黙知を知ろう」という箇所がございます。その分野の専門家にとって当たり前と言われる知識がとても大事な知識であるにもかかわらず、言葉や文字に表されていないため、大きな失敗が生じるといったことがあるというご指摘がありました。そこで本日は、暗黙知を意識して、より効果的な消費者教育を進めていく上の視点を様々な側面から皆さんとともに考えてまいりたいと思

います。先ほど基調講演をしてくださいました樋口雅夫先生をコメンテーターとしてお迎えしております。樋口先生、よろしくお願ひいたします。

樋口 雅夫（文部科学省消費者教育推進委員会委員、玉川大学教育学部教授）：よろしくお願ひいたします。

矢吹：そして 4 名のパネリストから岡山県内における活動について、お一人 10 分程度ご報告をいただき、その後、これからどのような連携と協働ができるか、そして、そのためには何が必要か意見交換をしていきたいと思います。最後には樋口先生からコメントを頂戴する流れで進めたいと思います。

では、ご登壇くださいます皆様をご紹介します。最初に、岡山大学法友会、学生代表の宮本あゆは様。宮本様、どうぞよろしくお願ひいたします。

宮本あゆは（岡山大学法友会、大学生代表）：よろしくお願ひいたします。

矢吹：続きまして、川崎医療福祉大学医療福祉マネジメント学部准教授、田村久美様。田村様、よろしくお願ひいたします。

田村 久美（川崎医療福祉大学医療福祉マネジメント学部准教授）：どうぞよろしくお願ひいたします。

矢吹：続きまして、岡山県立岡山東支援学校校長、藤井真理子様。藤井様、よろしくお願ひいたします。

藤井 真理子（岡山県立岡山東支援学校校長）：どうぞよろしくお願ひいたします。

矢吹：最後に岡山県消費生活センター、渡邊佳苗所長です。

渡邊 佳苗（岡山県消費生活センター所長）：よろしくお願ひいたします。

矢吹：それでは最初に、渡邊所長から報告を 10 分程度お願ひいたします。

渡邊：センターが若者とともに進めている消費者教育の取組をご紹介させていただきます。最初に若者の消費者被害の実態についてですが、県のセンターに寄せられている相談のうち、若者の占める割合は年々増加しています。スライドは 29 歳までの若者について、昨年度相談の多かった商品、サービスを順にまとめた表です。若者の特徴として、青枠の部分、男女ともに脱毛クリームなどの化粧品、筋肉増量やダイエットサプリなどの健康食品といった美容に関する相談が多く、いわゆる定期購入トラブルが多いです。20 歳の前後で比較すると、赤枠で囲んであります 20 歳代の相談件数は、20 歳未満に比べて約 4 倍に増加しており、ファンド型投資商品といったものも上位にあがってきています。ここ数年で、ファンド型投資商品や副業などのサービスを販売するマルチ商法の相談が増えていますが、特に 20 歳代が顕著です。

販売購入形態別で、「マルチ・マルチまがい商法」に分類される相談は、この 4 月から 12 月までに 26 件ありました。このうち 20 歳代からの相談は 11 件で、年齢のわからないものを除くと半数以上を占めています。他の年齢層に比べて飛び抜けて多いのが実情です。グラフは 18 歳から 22 歳を抜粋したもので、20 歳で急激に増加しているのがわかります。20 歳、成年になると未成年を理由とする契約の取消権が行使できなくなるため、業者は、このリスクを回避し、成年になった者に勧誘していると思われます。いよいよ 4 月から成年年齢引下げにより、



18歳、19歳が法律上完全な能力を持つ大人として扱われます。若者を見ていると、大人として認められ、できることが増えるといったわくわく感が強く、危険や責任が増えるといった不安感はあまり伝わってきません。人口減少、少子化で市場の縮小が続いている経済界では、18歳、19歳が新たな魅力的な市場として注目されています。先日、大手3銀行は、18、19歳をカードローンの対象としない旨、報道されていましたが、経験の不十分な若者につけ込もうとする悪質な事業者からも多く勧誘されることが予想されています。高校や大学の中で「マルチ取引」が拡大することが懸念されます。

ここからはセンターの取組を紹介します。まず、消費者教育教材について。平成27年度から3年間かけて、発達段階別の7種類の教材を開発しました。教育の目的別に対象となる期に分けて表にまとめています。幼児期は紙芝居の形式で、小学生以上は授業で用いることのできる教材パックとして作成しました。

平成30年度からは障がいの特性に配慮した5種類の教材の開発を行っています。様々な自治体、団体が工夫を凝らして、教材の作成に取り組まれていますが、障がいのある方に向けた教材は少なかった。特に聴覚や視覚障がいに対応した、教育現場で用いることのできる教材の作成は、岡山県の独自のものと認識しています。スライドは視覚障害者教育教材です。見え方は人によってそれぞれで、比較的判別できる人の多い白黒反転したスライドで作成しています。併せて全盲の方など、活字での判読が難しい方のために音声ディジタル版も作成しました。

次に消費者教育の進め方です。岡山県では、消費者教育コーディネーターを県と大学をつなぐ外部コーディネーターとして、教員を大学の内部コーディネーターとして、この内外のコーディネーターを核に行政が主体となって教材の作成に「大学生が参画する」という形をベースとして、大学と連携しています。先ほど紹介した教材のほとんどが、大学との連携・協働事業という位置づけで作成したもので、県内の大学生を中心となって教材の案から考え、作成した教材を用いて実際にモデル授業を行い、学識経験者や障がい者支援機関などで構成する委員会で検討しながら作成したものです。また、県ではボランティア講師を育成する講座を実施し、登録した講師を各地の会合に派遣するボランティア講師啓発活動事業を実施しています。教材作成において大学生の「学びの場」を確保するとともに、大学が団体としてこのボランティア講師に登録し、大学生がこれらの教材を用いて実際に出前講座をすることで、教育を「受ける人」大学生をボランティア講師として「教える人」とする仕組みをつくりました。例えば、法学部の学生は、「契約とは？」という契約の基本的な視点から中高生を対象に、また、医療福祉大学では、卒業後医療機関に就職する学生が、病院を訪れる人の状態にあった対応が受けられるようにとの思いから、盲学校や聾学校、地域の高齢者サロンで講座を実施しています。コロナ下でも活用できるよう、自らDVDを作成するという取組にまで発展しています。

人として生活する以上、全ての人は消費者です。そして、取り巻く状況は絶えず変化します。消費者は、置かれている状況に合わせて自ら柔軟に正しい判断ができるよう、契約や消費の正しい知

識と社会経験を基礎から身に着けることが何よりも大切です。若者を中心に、連携・協働のイメージを書いています。消費生活センターなどの行政や、幼児期から大学まで長期間に渡る教育機関、そして、社会人となってからは企業など、若者を取りまくあらゆる主体が相互に協力・連携し、この全てが消費者教育の場だと考えています。そして、弁護士会、司法書士会、金融広報委員会など多様な主体が、それぞれの専門的立場から消費者問題に取り組まれています。センターはこれらの主体との連携を強化し、それぞれの持つ専門性をセンター活動に取り入れることを怠ってはいけません。大学との連携の中にも、こういった専門家の意見を取り入れ、多様な発想や知識・経験に基づいて取り組みながら、より幅の広い質の高い教育を進める必要があります。

ここ数年、コロナの関係で、出前講座などのアウトリーチ活動ができにくい状況が続いています。間近となった成年年齢引下げに向けて、自宅で学習でき、教室でも使える教材や動画の作成・配信に努めています。この1月には紙芝居の読み聞かせもアップしました。もちろん、動画の作成・配信には、大学生やアナウンサー、障がい者支援機関などの協力をいただいています。ネットを使った発信、まだまだ弱いのが実情で、もっと力を入れていく必要性を強く感じています。

そして、全ての子供たちが、発達段階に応じた消費者教育を受け、大学生、高校生が消費者教育の担い手として活躍する場を確保されるとともに、社会人となってからも、職場、地域、家庭において、日々の生活の中で、消費者教育、啓発の担い手として地域に還元する、といったサイクルが繰り返されるよう、各センターと関係者が知恵と情熱を持って取り組んでいきたいと考えています。昨年3月に策定した県の消費生活基本計画で、被害の防止、ライフステージ教育の実施、若年者教育推進を重点施策としています。この三つの歯車をがっちりと噛み合わせ、しっかり回して公正な社会を構築してまいりたいと思います。ご清聴ありがとうございました。

矢吹：渡邊所長ご報告ありがとうございました。岡山県消費生活センターでは、大学生が教材作成などに関わり、ネットワーク構築の一翼を担っているという岡山県独自の取組を報告していただきました。こうした取組の効果などについて、実際に活動している大学生からお話を伺いたいと思います。それでは岡山大学法友会の宮本あゆは様、どうぞよろしくお願ひいたします。

宮本：ご紹介にあずかりました岡山大学法友会、宮本あゆはです。私ども、法友会が行っております消費者教育の活動についてご紹介をさせていただきます。まず初めに、岡山大学法友会とはどのような団体なのかを説明します。その後、われわれが行っている消費者教育授業について説明し、どのような点に工夫をしているか、消費者教育から何を学んだかについてお話をした後に今後の展望を結びとさせていただきます。

岡山大学法友会とは、岡山大学法学部の公認サークルです。活動内容は主に三つで、法学に

に関する自主勉強会の開催、金沢大学法友会さんとの交流、そして中高生を対象とした法教育授業の実施です。法友会による消費者教育授業は、2017 年に法教育活動を開始したところから始まりました。



2018 年に岡山県消費者啓発セミナー「ボランティア講師」に登録し、年に 3 回の授業を実施しております。われわれが消費者教育を行っている場は、主に三つです。岡山県立岡山一宮高等学校、ジュニア・ロースクール岡山、ノートルダム清心中学校です。また、岡山県立岡山一宮高等学校では、高校 1 年生の理数科の 2 クラスに対して、授業を設けております。こちらは社会科の授業の一環として実施しています。コロナ禍で一宮高校におうかがいすることができず開催できていませんが、コロナが落ち着いた際にはぜひもう一度授業を行ってほしいと先生からもお話をいただいております。

続いてジュニア・ロースクール岡山です。こちらは岡山弁護士会と岡山大学法学部が共催で行っている法教育のイベントです。岡山県下の中学校 3 年生から高校生を対象に行っています。参加生徒は年によって少しばらつきはありますが、大体 30 名から 70 名程度で行っています。こちらも 2020 年度、2021 年度はオンラインで行っていますが、それ以前は対面でした。

そしてノートルダム清心中学校では、中学校 3 年生の 3 クラスに対して行っています。こちらは社会科の先生と連携して授業を実施しております。今年度はまん延防止等重点措置が広がっている状態であったために、オンラインで行いました。

続いて、授業に際して工夫したことを説明いたします。まず、身近な事例を使う、ということです。今年度は成人年齢引下げのために自転車の売買を例として取り上げ、成人と未成年ではどのように差が出るのか、ということを例に挙げて授業を行いました。昨年度は先ほどご覧いただいた SNS の事例を挙げています。過去にはコンサートチケットの売買を例に挙げて授業を行ったこともあります。先ほど樋口先生のお話の中で、生徒の日常生活と関連付けて、具体的な例を取り上げて授業をしようというお話がありましたが、われわれ法友会も身近な事例を使って中高生が日常生活で接することのある事柄を事例として用いることを大切にしています。続いて、簡単な言葉を使う、ということです。法律に対する距離感を少なくするために、誤解を恐れずに日常でよく使われる言葉を使うようにして、できるだけ簡単な言葉で説明するよう心がけました。そして次に、グループディスカッションの活用です。「主体的、対話的で深い学び」という言葉が、昨今の教育現場でよく使われますが、主体的な学びということを法友会も重視しています。グループディスカッションを活用して、法友会学生がチューターとして議論の活性化を促しました。中高生だけで議論をしてしまうと、これが答えだと思うとそこからなかなか

なか議論が進まないことがあり、法友会が「本当にそうかな？こういう場合はどうかな？」といったゆさぶりをかけることにより、議論が活性化する事例がたくさんありました。

最後に発展問題、宿題の提供です。ただ授業を1回やっただけでは忘れてしまう生徒さんが多いです。1回きりの授業でも内容を忘れずに学んだことを定着させるため、授業の最後に発展問題を提供しています。

そしてこのような授業を行ったことで、われわれにもどのような学びがあったかということを説明いたします。まず、大学での学びの実践です。教材分析や議論の準備、授業の実践の全てにおいて、大学で学んだ法的知識や法的思考方法を応用、活用する力が向上するのを実感しました。例えば、法律用語を知っているつもりで使っていることがたくさんありました。それを簡単な言葉に直す過程において、あれ、実は意味がわかってなかった、ちょっとこれ違うんじゃないかな？ということに気づくきっかけになりました。また中高校生の素朴な意見からは、新しい発見と次の学びへの機会を得ました。そして、コミュニケーション能力の向上です。相手にわかるように伝える、相手が本当に理解しているのかな？どこにつまずいているのかな？と確認しながら議論を進めるという力、コミュニケーションに必要な基本的な配慮と技術を実践的に習得しました。法友会のメンバーでも、コミュニケーションがもともと得意なメンバーもいれば、あまり人と話すのは得意ではないというメンバーもいます。ただ、そういったメンバーであっても、法教育、消費者教育の授業を行っていくことによって、コミュニケーション力が向上していると私自身も感じています。最後にリーダーシップの向上です。全員で一つの授業を作り上げる中で、互いに信頼し、作業を委ね、必要に応じてフォローしあうといったリーダーシップの基礎を身に付けることができました。

最後に今後の展望です。実践、学び、そして実践というところで、消費者教育活動からの学びを法友会内の勉強会に活用するとともに、後輩の育成につなげています。私は今4回生ですが、後輩が消費者教育活動を行って、それを法友会に還元してという、知識の継承、経験の継承が行われています。そして、教材作成への意欲です。消費者教育活動では岡山県消費生活センターの教材を使わせていただいておりますが、今後は自分たちで教材を作成する活動にも取り組んでいきたいと思っています。以上で私の発表を終了いたします。ご清聴、ありがとうございました。

矢吹：宮本様ありがとうございました。岡山大学法友会が中学や高校に出向いて、社会科の授業時間に講座を行ったり、弁護士会と法学部主催のジュニア・ロースクールに参加する、こうした学びが自らの学びとなり、リーダーシップの基礎を身に付けることにつながった、そういったご報告をいただきました。伝える人にとって大切なのは、伝える手段を充実させることではなく、本当に伝わったかどうか、伝えた人のことをしっかりと見守り、「伝わっていないな」と感じた場合には助言をする。こうしたフィードバックこそが教育の本質であるとの視点で講座を実施くださっています。岡山大学法友会はこのような活

動が評価されて、令和3年度消費者支援功労者表彰内閣大臣表彰を受賞されています。おめでとうございます。

では、こうした大学生の教材作成に障がいのある人への配慮という点に主眼を置いて、医療福祉大学の学生が関与することについて、大学教員の立場からお話を伺いたいと思います。川崎医療福祉大学医療福祉マネジメント学部、田村久美様、どうぞよろしくお願ひいたします。

田村： 私からの報告は、所属大学である川崎医療福祉大学の学生さんと一緒に活動した、障がいのある人を対象とした消費者教育を通して、大学生が参加することの意義について、お話しいたします。

消費者教育は、各学年で必要となります。しかし、高校までの学びでほぼ途切れてしまうため、高校卒業後、どこかで、どのように消費者教育を受ける機会を作っていくのか、という課題があります。学部学科によって異なりますが、学部によってはほぼ皆無に近く、本学も同様です。

消費者教育を学ぶ機会のない、あるいは少ない大学生はどうすればいいのか、私自身も悩んできました。私たちのボランティア活動のスタートは、倉敷市消費生活センターが行う出前講座にゼミ生による寸劇を取り入れていただく機会を得ることができた2019年から始まっています。その後、岡山県消費生活センターのボランティア講師派遣に登録させていただき、少しずつ活動範囲を広げることができました。

これまでの活動経験から得られたポイントは、内部コーディネーターとなる大学教員と、外部コーディネーターとなる消費生活センターの2つのコーディネーターが機能することで、「大学生の学びの場」の提供と「学びを発信する機会」という成果が得られるという点です。今ご説明した点のイメージ図がこちらです。大学生が消費者教育を学び、担い手として動くきっかけ作りができるのではないかと考えています。ボランティアも1回、2回行う程度では、消費者教育を学んだうちには入りません。ですから、一過的なものにならないようにするために、なるべく活動が続くように努めてきました。

活動までの流れですが、学外で活動できるようにし、仕掛け、学びの過程、出前講座などの過程をとりました。

仕掛けについては、昨年は新型コロナウイルス感染症拡大で、思うように活動できませんでしたが、令和2年に岡山県の事業に参画することができました。この事業は、障がいのある人が安全安心して消費生活を送ることができるようになるための社会インフラの一つとして活用できるネットワークづくり



を目的としています。私たちは、障がいがある人の消費者教育として YouTube 教材を制作し、教材を使った講座を行いました。

学びの過程では、視覚障がいの方、聴覚障がいの方の特性を知ることや、直接専門者の意見を聞くために学生さんには研究会に参加してもらったり、ゼミ内の勉強会を開きました。同時に、消費者教育を幅広く学ぶために学生さんと一緒にセンターが実施されている講座を聴講しました。様々な学びを生かした YouTube 教材制作にとりかかり、全員参加型の体制を意識づけしながら、ディスカッションを重ね、役割分担を明確にし取り組むようにしました。

YouTube 教材の制作中に行つた活動が二つあります。一つは、聾学校での出前講座です。テーマはスライドの通りです。スライド制作の工夫点は、短い時間でポイントを絞って伝えること、考えてもらう方法です。スライドの見え方、話すスピード、寸劇風を取り入れた見せ方を検討するときには、学生自身が耳をふさぎ聴こえない状態で人の動きやスライドの見え方について考えました。また、口元がしっかり見える話し方を練習したり、親近感がわくように挨拶程度の手話を取り入れたり、笑顔で話しかけるというような心がけもしました。

こちらは、講座で使つたスライドの一部と講座の様子です。クイズを出し、全員が指で回答しますが、生徒さん同士で楽しそうに会話をするなどの反応もあり、盛り上がっているときの写真です。

二つ目は、盲学校での出前講座です。テーマはスライドの通りです。対象は保護者および盲学校の先生方でした。特に注意してもらいたい部分は、問い合わせ型やクイズ形式で印象に残るように工夫しました。保護者や先生方に理解していただき、それをお子さんや生徒さんに伝えてもらうこともねらいとしていたため、スライド説明の他に、理解しづらい点を学生自身が資料にまとめ、配布しました。

講座で使つたこちらのスライドは、2020 年度消費者教育教材資料優秀賞をいただいた教材を用いて講座を行いました。写真は、クイズを出している場面です。ネットショッピングでは、「購入」ボタンをクリックしたときが契約ということを知らない方も半数ほどいらっしゃいました。以上の活動を通して、三つの YouTube 教材の制作に入りました。

教材 1 は、岡山理科大学チームが制作された YouTube です。タイトルはスライドの通りです。主人公のももたくんが、偽の YouTuber が発信したキャンペーンに応募し、個人情報を入力してしまい詐欺被害に遭う内容です。何に注意すべきだったのかを解説しています。

残り二つは、川崎医療福祉大学チームの動画です。教材 2 のタイトルはスライドの通りです。高校生のももたくんが、タピオカを購入しますが苦手な味だったので、安易に交換しようとするというストーリーの導入です。日常生活には様々な契約があるということについて考えてもらう内容です。

教材 3 のタイトルはスライドの通りです。20 歳のももこさんが、ネットショッピングでセールになっているジーンズを即決して購入します。サイズが合わず、クーリングオフしようとするストーリーの導入です。店頭購入と異なるネットショッピングの契約、購入前に確認すべき点などについて解説しています。

三つの教材は、「晴れの国おかやまチャンネル」にアップされています。7分～8分の動画ですので、ぜひご覧いただきたいですし、教材としてもお使いいただきたいと思っています。

制作した YouTube 教材は、見るだけでも、聞くだけでも、正しく伝わるように配慮しました。スライドの表は、工夫した点をまとめているものです。授業教材としてだけではなく、一人で学習するときも理解できるように、平易な表現にしたり、見え方を注意しました。また若者に馴染みのある題材を用いたストーリーにするために、情報収集しながら検討を重ねて決定しました。自分のこと、身近なこととして捉えてもらうこと、先生方や保護者の方にも理解してもらうことが重要で、特に意識しました。

以上のような様々な活動を通して、事業に参画した大学生は何を感じたのか。障がいのある人と接したり、話を聞いたり、情報から学んだこと、障がいのある方本人には、スマホやネット通販、SNS、電話勧誘、定期購入など契約に関する知識を持つこと。トラブル未然防止のために、詐欺手口や対処方法の情報を知っておくこと。トラブル対処方法として、消費生活センターの存在や 188 などの連絡先を知っておくことが必要という感想がありました。一方、サポートする側も正しい知識を備え、伝える意識が重要であること、ただし障がいの特性を理解しておかなければ、適切に伝えられないこと、家族や先生など、日ごろ身边にいる人によるサポートも重要ではありますが、消費者教育を学んだ大学生がもっとサポートに関わる必要があることを学生自身が感じたようです。

学生が取り組んできた活動は、最初にお示したイメージ図の色がついているところです。ゼミナールの学生さんが先輩から後輩に引継ぎながら、大学生が消費者教育を学び、それを様々な場所で、様々な方法で情報を発信していくという取組をしています。学内・学外問わず、消費者教育に携わる機会が多ければ、学生自身の意識や行動にも変化が表れます。例えば日々繰り返される消費行動の注意点やトラブル情報などは、身近な人に伝えたい、伝えなければいけないという使命感のようを感じている部分があるようで、教員が促さなくてもそれぞれが行動を起こしています。

まとめになりますが、消費生活センター等の外部との関わりの中、消費者教育を学ぶことで、学生自身の消費者行動を考える機会を与えることができ、学び得たことを家族、友達へ情報発信したことによって、消費者トラブルや消費生活についての問題点などを周囲も考えるようになる、という他者へ与える影響も見られました。また、消費者教育を学んだ自分たち大学生がサポートする側に回ることで、他の消費者への助けとなる存在になれるという気づきが見られました。さらに、卒業後に医療機関へ就職する学生がほとんどです。病院には多様な患者さんや訪問者があり、その方々に合った対応が必要となります。ボランティア等を通して学んだこと全てが、日常生活だけではなく、職業人としても活かしていく役割を担っていけます。こうした点から、大学生が参画することというのは大きな意義があります。

ご報告は以上です。ありがとうございました。

矢吹：田村様ありがとうございました。田村様からは大学生を消費者市民社会の担い手として育成する活動を、田村様がコーディネーターとして中核的存在になって実施してくださることで、外部コーディネーターとの連携がスムーズにできた、それによってより効果的な若者の消費者教育につながったといったご報告をいただきました。大学等に中核的存在の内部コーディネーターがおられることで、より実践的な消費者教育を地域で実施することができます。消費者教育コーディネーターは消費生活センターに配置されている。消費者教育コーディネーターが、各外部団体である大学や社会福祉関連など、中核となる内部コーディネーターと連携することが必要とのご示唆をいただきました。田村様は消費者を医療を受ける患者の視点から「医療消費者」としてご研究されておられます。連携にはそれぞれの役割分担を明確にすることがよくわかりました。ありがとうございました。

大学生の活動を受け入れてくださる場というものが需要です。そこで障がいがある生徒たちへの消費者教育について、学校現場での受け入れや教材作成にご協力くださいました岡山県立岡山東支援学校校長、藤井真理子様から、現場のお声をお聞かせいただければと思います。藤井先生どうぞよろしくお願ひいたします。

藤井：岡山県立岡山東支援学校の藤井と申します。私の方からは大学生に授業実践の場を提供させていただいた立場から、「障害のある子供たちへの消費者教育について」と題してお話しさせていただきます。



まず、障害のある子供たちが通う学びの場でございますが、小学校にあがる際に、将来の自立、社会参加を見据えて、その障害の状態に応じてその時点で必要な教育を提供することができる学びの場が判断されます。状況によってはその後変わっていくこともあります。高等部段階では、入学者選抜の応募資格に該当する希望者が、選抜を経て高等部に入学してまいります。岡山県内には 16 校の特別支援学校がございます。視覚障害、聴覚障害、知的障害、肢体不自由、病弱の障害がある子供たちが通っています。このほかにも、特別支援学級や通級で学んでいる子供たちもあります。

次に知的障害のある児童生徒の学習上の特性についてお伝えさせていただきます。知的障害のある子供たちは学習で得た知識や技能が断片的になりやすい、という特性があります。応用汎化が難しいということです。こういったことから、実際の生活場面に即しながら、繰り返して学習することによって必要な知識を身に付けていくことが大切となってきます。

二つ目として、成功体験が少ないとことによって、主体的に取り組む意欲が充分に育っていないことがあります。子供たちが頑張っているところやできたところを細かく認めたり、褒めたりして自信や意欲を育むことが大切になってまいります。

三つ目として、子供たちは経験していないこと、抽象的なことをイメージすることが苦手です。実際的な場面で、具体的に考えたり、判断したり、表現できるような指導が効果的であると言われています。その他、特性から必要な配慮として 5 点挙げさせていただいております。

これは平成 25 年 1 月に消費者庁から公表されたもので、一般的に消費者教育の内容は、このようなものがあるというものが示されています。縦軸にどのような内容を、横軸にどのような時期に身に付けていくことが求められるのかを一覧にしたものです。幼児期から成人期まであると思います。

これはもう少し絞って表したものです。縦と横が交わったボックスに書かれた目標を手がかりに、様々な場、成人期までありますが、実施されている消費者教育の情報を整理し、新たな取組のテーマを見出すためのヒントにすることを想定して作られたものです。世の中は変わっていきますので、身に付けていくことが必要なことも変わっていくと思います。例えばこの表で見ると、幼児期というところで、「トラブル対応能力」では、「困ったことがあつたら身近な人に伝えよう」。そして「消費者の参画・協働」というところの小学生期を見ると、「身近な消費者問題に目を向けよう」という内容が書かれています。

幼児期、「選択し、契約することへの理解と考へる態度」では、「約束やきまりを守ろう」。「情報社会のルールや情報モラルの理解」の小学生期では、「自分や知人の個人情報を守るなど、情報モラルを知ろう」という内容が必要であると書かれてあります。この表から言えることは、学校教育活動のあらゆる場面が、将来の消費者として必要な力の育成につながっていると考えられるということです。このことを私たちは意識しておくことが大切であると考えます。

この図は、私たちの研究会のワーキンググループで、大学と教育機関、特別支援学校ですけれども、ここが連携し取り組んだ内容についてご説明をさせていただきます。

特別支援学校と大学が連携したモデル授業です。岡山理科大学国語教育コースの学生がモデル授業をしてくださいました。学生さんは教材作成に当たり、子供たちの実態把握、またどのように伝えたらわかりやすいのか、どこにポイントを置いて授業したらいいのかということをしっかり話し合いを重ねたり、本校でする前に聴取学校でもされていますが、そういったところから改善を重ねて、本校でしてくださった授業のことをここからお伝えさせていただきます。インターネットショッピングとゲームの課金を教材にして、2 時間の授業をしていただきました。

「ことばに重点を置いた消費者教育」ということで、国語における消費者教育を行っていただきました。平成 31 年 1 月、対象は高等部の 3 年生 12 名です。卒業を目の前にした子供たちです。この 12 名は将来、企業ですか A 型事業所など、就労を目指す子供たちの集団でした。「ネットショッピングを通じて同意の重さを知ろう」「スマホのゲームを通じて自由と責任を考えよう」という内容でし

た。右に掲げてあるスライドはその中の教材として使われた一部です。わかりやすい絵と簡潔な言葉であることが見て取れると思います。

授業後の感想です。支援学校側からですが、ネットショッピングであるとかスマホのゲームの課金ということで、生徒も体験したことがある内容で、子供たちもイメージを持って学習に取り組めていました。漫画を利用したこと、パワーポイントがよくまとまって視覚支援が充実していたということが感想として挙げられました。また授業者から一方的に聞くだけでなく、途中に話し合いもあったので、生徒が考えたり理解できる授業となっていました。

一方、課題としては、やはり利用規約。読めない漢字があることもあるのですが、利用規約はスクロールして「同意」を押せば契約できますので、そういうことを回避しながらサービスを利用していく方法をどう伝えていくのかは難しいという感想も挙げられました。ワークシートがあってもよかったですという感想も挙げられました。やはり、生徒自身が思考したり判断したり表現したりというところでは、ワークシートがあったほうがよかったですというところです。まとめでは、言葉を付け足しすぎると、情報量が多くなり子供たちに入りきづらいので、パワーポイントをそのまま読んでもよかったですという感想もありました。

知的障害のある子供たちの実態は様々で、発達障害を併せ持っている場合には、見ただけではわからない困難さがあります。コミュニケーションが苦手な子供たち、知らない人が多い場面が苦手な子供たちも多くあります。そういうところを事前にもっと打ち合わせておく必要があったなあという反省がありました。また子供たちの緊張をほぐしたり、コミュニケーションを取りやすい雰囲気を作るために自己紹介の時間やアイスブレークの時間をとることで、抵抗なく授業に参加できたかもしれないなという反省もありました。

大学生側の感想です。知的障害のある子供たちの授業を構想するのは難しかったという反省が聞かれました。3年生が対象ということで、社会に出る前の授業で何を伝えたらいいのか、何が残せるのかを考えるのが、なかなか難しかったということも聞かれました。

しかし、その分自分たちが大きく成長できた、自分たちも学ぶことが多かったということも聞かれました。また、子供たちの障害特性を考え、どのように伝えたらよいか、ということも深く考えることができた。誰にでもわかるような工夫とは何かを考えさせられた。実際にわかりやすく伝えるためにどのような方法にするのが大切なのか、そういうことも学んだということも聞かれました。自分たちが作った授業、教材でほかの人に評価してもらうことで、色々な人の視点をもらうことで、自分たちの視野が広がった。課題もたくさん見つかったがそのために今後どんな努力をすべきか、今後の意欲につながったということも聞かれました。

この連携したモデル授業が、実際の教材作成につながり、二つの教材が開発され、県内の特別支援学校に配布されました。

障害がある人への消費者教育ということですが、実際に学校現場で「消費者教育」という言葉が

使われることはあまりないように私は感じています。しかしながら、学校での教育活動や学校生活のあらゆる場面での学びが子供たちの消費者教育につながっていると思います。このような意識を教える側が持つことはとても大切なことだと思います。二つ目。学齢期、小学部、中学部時代ですね。このようなときは、家族の見守り等によって安全な消費生活をできている場合が多いですが、やはり高等部段階になると、スマホを持っている子供たちも多くあります。スマホですとか、ネット利用にまつわるトラブルが発生しておりますし、親のスマホでのトラブルという事例も聞きます。ですので、やはり障害のある子供たちにも基本的な知識や実践的な対処法を学ぶ消費者教育が必要であると考えます。三つ目として、高等部卒業後はこういった消費者教育を受ける機会はほぼないと言えると思います。ですから、研修の機会や、今ではICTを活用した学び、情報、またはその活用を子供たちに伝えていくことも大切であろうと思います。四つ目として、消費者問題についての情報は健常者向けが多いと感じています。やはり障害の特性に配慮した情報発信、そういった情報が届くということも、とても大切であると考えます。

「知的障害のある人への消費者教育」として、障害のある人も自立して社会参加をする主体であるということをまずしっかりと肝に銘じておく必要があると思っております。障害のある子供たちへの消費者教育は、一人ひとり子供たちの発達年齢や生活年齢、学習上の特性に配慮して行うことが必要であろうと考えます。教材作成において大学生が実際に特別支援学校で授業を行いながら対話や改善を重ね、自分たちが教える側の主体として取り組まれたことは、双方が学ぶという意味で大きな意義があったと考えます。

一般的に、高齢者であるとか、若者、特に成年年齢が引き下げられる18歳、19歳が消費者被害の対象と認識されることが多いのですが、障害のある人も重点的に対策が必要な存在であることの認識が必要であると考えます。次に、障害のある人が安全安心に暮らせるように大学生を担い手の外部人材として研究を重ねてきましたが、障害のある人の消費者教育の担い手の育成、消費者被害を減らすことができるよう、ネットワークの方向性を今回示したのは、大きな一歩であると考えます。今後はネットワークを活用することで、このネットワークを育てて被害を未然に防ぐことが大切であると考えます。ご清聴ありがとうございました。

矢吹: 藤井先生、どうありがとうございました。たとえ障がいがあっても、消費者であることに変わりはありません。障がいのある生徒たちが、社会で安心して自己決定できるように生徒の特性に応じた消費者教育を実施することはとても重要なことであると考えております。消費者教育を実施するためには、多くの主体が連携をしてネットワークを構築していきながら消費者教育をすることが大切というご示唆をいただきました。さらに藤井様からは、連携する際の注意点もお伺いすることができてとても参考になりました。ありがとうございました。

ご登壇いただきました皆様から、それぞれのお立場から連携した消費者教育に若者が参画して実施することがとても大切であるというご示唆をいただきました。自由で公正な社会を構築するためには様々な主体が連携して、地域を見守るネットワークをつくることが必要ではないかと思っています。そして、このネットワークに若い人たちが参画して自らの学びを社会に還元できる仕組みを構築するためには、さらにはどういったことが必要なのか、皆様からもう少しお知恵をいただければと思っております。それでは、宮本様、田村様、藤井様には、今後、外部とのどのような連携ができると思われるか、渡邊所長からは行政としてどのような支援ができるかご意見をお願いできればと思います。では宮本様、お願いいいたします。

宮本：すでに岡山県消費生活センター様や岡山弁護士会の先生方にはたくさんのご協力をいただいております。ありがとうございます。私ども法友会の活動の特徴といたしまして、地元の中学校・高校に出向いて授業をすることであったり、大学生と中学生、高校生が一緒になって学ぶところにあると考えております。できましたら、公立や私立を問わずもっとたくさんの中学校や高校、そしてその先生方にご関心をもっていただきたいと、消費者教育、法教育でのつながりを持ちたいと考えています。法学や法律に興味がある生徒であれば、実際に法学部を進路として考えるとか、自主的に調べてということがあると思いますが、われわれが行っている消費者教育の射程はそこだけではないと考えていて、法律に興味がない生徒にも関心を持っていただきたいと考えております。そういった法律に興味がないと思っている生徒が、自分や自分の大切な人を守るために消費者教育を自分のものとして捉えていただきたい、法の基本的な考え方や仕組みを学んでいただきたいと考えているので、それを達成するためには、もっと中学校、高校の先生方や、行政の方々のお力添え、ご協力、ご関心が必要だと思っております。そういったつながりを望んでいきたいと考えております。

矢吹：宮本様ありがとうございます。もっともと中学や高校の先生方に岡山大学の活動を知っていただき、センターにお声がけいただくことでもっと広がっていくのではないかとご意見をいただきました。とても大切なご意見だと思いますし、そのようになるよう、県のセンターでも頑張っていきますのでご協力お願いします。それでは次、田村様よろしくお願いいいたします。

田村：今までゼミ生と消費者教育ボランティア活動を続けてきてわかったことは、様々なアクターとつながって協働していくこと。また活動が一過的にならないように、地道な活動を継続させることが重要だと感じています。どちらもたやすいことではなかったですし、これから続けていくことも簡単でないと思っています。活動の第一歩となるきっかけづくりは、どのアクターに対してでもよいと思いますが、基盤となる県、各市町村、消費生活センターの協力ができていなければ、いくら県内の教育機関と協働しようと

しても、なかなか継続的かつシステム的な連携は図れないのではないかと感じています。この点が機能していれば、内部コーディネーターは各アクター内に存在する外部コーディネーターと関係を築きやすくなりますし、活動しやすくなるのではないかでしょうか。相乗効果によって発展的な活動ができるのではないかと思います。各アクターは能力、資源、ノウハウなど様々な特徴を持っていると思いますので、相互が尊重し合いながら共通目標に達成できるよう、活動が必要となります。

活動達成のためには、行政機関の各外部コーディネーターとなる方々による協働が重要だと思います。内部コーディネーターの私や学生が「こういうことをしたい」となったときに、まず消費生活センターにお願いして、こんなことできないだろうか、あんなことできないだろうかと発案したときにスムーズにいけば、色々なところでできることも増えていくと思いますが、そこがスムーズにいかないと、ちょっと無理かなと感じてしましますので、外部の各コーディネーターの方々の協働のつながりを太くしていただきたいと思います。

矢吹：田村様ありがとうございます。やはり行政機関、それぞれの消費生活センター、市町村ですね。県の消費生活センターと連携しながらやっていくということが大事だというご意見をいただきました。ありがとうございました。それでは藤井様、よろしくお願ひします。

藤井：ネットワークの方向性が示されていますが、インクルーシブな世の中の構築を目指しております。障がいのある人の理解を皆が意識していくことが非常に大切になってくるのかなと思っております。ネットワークを構築したわけですが、これを育てるためには、このネットワークをしっかりと活用していくことが必要であろうと思っています。その中の一つとして、大学生の出前講座、出向いて授業をしてくださったということがあります、支援学校では社会に開かれた教育ということで外部人材の活用を色々なところでしておりますが、消費者教育につきましても大学生であるとか、消費生活センターの専門の方であるとか、外部人材の活用をこれからもっとしていく必要であるのかなと思っております。それから、卒業後はなかなか消費者教育を受ける機会がありませんので、関係団体ですとか、そういうところがすでにある教材を使って講座を開いていく取組も必要だと思っております。消費者被害に遭ったり、困った時には相談する、よく言われていますが、障がいがある方にとって、相談するということは非常にハードルが高いことです。ですから、小さいころから相談できる力を育てていくんだという意識を私たち自身が持ておくことも必要だなと思っています。

矢吹：藤井様、どうもありがとうございました。これからも外部、消費生活センターや大学生と講座をご一緒させていただければと思っておりますし、卒業後、作業所などでこれから講座なども来年度以降、続けていこうと思っていますのでご協力お願いできればと思います。私たち行政に対して、ご要望

がありましたら、渡邊所長、最後にお願いできればと思います。

渡邊：消費者行政の目的は、消費者の権利を守り自立した消費者を育成することです。消費者を取り巻く環境、消費者自身も子供から成年、老年へと変化するため、消費に関する知識を単に知識として持っているだけでは十分と言えません。状況に応じて判断できるよう、知識を生かし続けるために、自ら主体的に社会に関わる力を身に付けることが重要です。生活する人全てが消費者で、県は生活全般に関わる業務を担っています。学校での連携の場、市町村の温度差など色々お話がありましたが、多様な主体との関係を有しているのが行政の強みだと考えています。学生が体験することで自分事として自立した消費者としての知識と経験を身に付け社会に還元する、この体験の場、還元の場が潤沢に確保できるよう、センターは県の組織や団体の活動を社会にある消費をめぐる課題とリンクさせ、行政としての強みを生かし積極的にそれぞれの団体等に働きかけることで、多様な主体相互に、あるいは若者とつなぐ役割を担うという支援ができるのではないかと考えています。

矢吹：渡邊所長、ありがとうございました。行政として色々なところをつないでいくという大きな役割があるということですね。こういった皆様からご意見をお伺いして、岡山県における消費者教育をこれからどのように牽引していったらいいのかという重要な局面にあると思います。パネリストからのご報告を踏まえて、樋口先生より消費者教育の方向性についてコメントをいただければと思います。樋口先生どうぞよろしくお願ひいたします。

樋口：皆様方の発表を拝聴させていただきました。二つの点に分けて話をさせていただきたいと思っております。一点目は、大学生が担い手となっているという点です。これは全国においてもかなり先進的な取り組みと感じています。まず、大学生自身が消費者教育を学ぶ立場でもあり、かつ、担い手でもあるという点に感銘を受けております。一つ目の学習者としての立場に関しましては、消費者庁で作成しております体系イメージマップを見ますと、成人期においても消費者教育を学ぶ必然性があるわけですね。自ら学びつつ、二つ目の担い手としてそれを他者に還元する、という一石二鳥の取り組みになっているわけです。とりわけ消費者教育の担い手として自ら活動することは大学生自身のキャリア形成にも資するということと同時に、消費者教育を必要としている、しかし、今まで十分に受けることができなかつた方に対して消費者教育を提供できているという、非常に効果がある状況であったと感じております。この点をさらに水かさを増してゆき、もっともっと消費者教育を必要としている方に消費者教育を提供するためにはどうすればいいのかということについては、引き続き関係者の中で検討していただくことが大切であろうと思いました。

また大学生が消費者教育を提供する際に、教材の作成は大学生自身が行うということもあります

が、消費者教育、あるいは消費者行政の専門家、専門機関の方が教材を作り、大学生に提供することもあるうかと思います。すなわち、担い手というのは、実際に子供たちの前で外部講師として授業する方だけではなく、その方々の参考になる、手助けとなる教材であり、あるいは授業方法についてのレクチャーができる方々、というところが必要であるということにも気づかせていただきました。そういう意味で、教材を作成するためには、対象となる方々を想像する力が必要になります。消費生活センター様で作られている教材の中で、幼児期、小学生期、中高生期、さらには障害の特性に配慮した教材を作成している。これは対象者を想像できていないと作れない教材なわけですね。そのようなものを作る力を専門家の方々は持っているらしやる。それを大学生は自ら使うことによって、つまり目の前にいる子供たちと対面することによってその教材の効果を感じる。そして子供たちは消費者教育を必要としているんだなということに気づかせてもらえる、という効果があると思いました。

2点目として、学校現場では、潜在的に消費者教育を必要としている、そのニーズが大きいと私も感じております。皆様方からの発表からもそのことを感じさせていただきました。しかし潜在的と申し上げましたのは現実に18歳成年が迫ってきたにもかかわらず、本質的に消費者教育の重要性に気づいていない管理職の方もいらっしゃるのかもしれないというところなんですね。このあたりをどう子供たちと消費者教育の専門家をつないでいくのかというところが大事でありまして、そこに何らかの共通言語が必要であると考えます。その共通言語の1番が学習指導要領であるということです。忙しいと言われる学校に対しても、学習指導要領でこのように学ぶことになっていますよと話をしていくと、意外とスムーズに進む場合もございます。教育課程の中に明確に位置付けることで学校の管理職の先生方も受け入れやすくなる、というところがあるわけなんですね。

もう一つは、体系イメージマップであろうと思います。学習指導要領は10年に一度改訂されますが、体系イメージマップはある程度の汎用性を持っているものであろうと思います。時代が変わろうとも変わらない、約束を守る、困ったことがあつたら相談する、という風に発達段階に応じて、あるいは目の前の子どもの特質に応じて、そこを成長させているものであろうと思います。そのイメージマップを消費者教育の担い手である今日の皆様方であつたり、これから担い手となる方々と共有し、これを共通言語として用いていくことで、スムーズな連携・協働の一助になるのではないかと感じさせていただきました。引き続き岡山における消費者教育のさらなる推進を期待しています。

矢吹: 横口先生、ありがとうございました。貴重なご意見、これから私たちがしなければならないこと、あるいは課題を解決できるような道筋をいただいたような気がしております。先ほどの基調講演でもありましたように、成年年齢が引下げとなって、新学習指導要領が高等学校においても実施されることは、高校生にとって政治や社会が一層身近なものになるとともに、自ら考えて積極的に国家や社会の形成に参画する、そういう環境が整つたと言えると思います。障がいのある子供も含め全ての子

供たちが、変化する社会に積極的に向き合って、他者と協働して課題を解決する力を身につけることが重要ではないのかなと思っています。

これでパネルディスカッションを終わりとさせていただきます。ご登壇くださいました樋口先生、宮本様、田村様、藤井様、渡邊所長、お忙しいなか、ご参加くださいましてありがとうございました。今日の皆様のご意見を踏まえてこれから岡山県の消費者教育、見守りネットワーク、こういったものを構築していくべきだと思います。本日はご清聴、ありがとうございました。

3. 開催速報

地方連携推進フォーラム2022 in 岡山 開催報告（速報）

令和4年2月27日、消費者庁・文部科学省・岡山県の共催で「地方連携推進フォーラム2022 in 岡山」が「様々な主体と連携した若者が参画する消費者教育～岡山からの提案～」をテーマに開催されました。

今回の地方連携推進フォーラムは、新型コロナウイルスの感染状況を考慮し、オンライン生配信での実施となりました。当日は、基調講演をはじめ、消費者庁や岡山県が作成した消費者教育教材を活用した授業の紹介、パネルディスカッションを通じて、大学教員や学生、行政など様々な主体が連携して若者の消費教育を実施する手法が紹介され、今後の消費者教育のあり方や効果的な教材の活用方法等大いに参考となる成果を得ることができました。

後日、当日の様子を撮影した動画を消費者庁ウェブサイトにて配信します。

テーマ

様々な主体と連携した若者が参画する消費者教育 ～岡山からの提案～

時間	プログラム	
13:00-13:10	開会挨拶	岡山県知事 伊原木 隆太
13:10-13:20	挨拶	消費者庁審議官 片岡 進 文部科学省 男女共同参画共生社会学習・安全課長 石塚 哲朗
13:20-14:00	基調講演 2022年、成年年齢引下げと新学習指導要領の実施 ～消費者教育の一層の充実を目指して～	文部科学省消費者教育推進委員会委員 玉川大学教育学部教授 樋口 雅夫氏
14:00-14:15	休憩	
14:15-14:35	モデル授業紹介（動画上映） 大学生による高校生への消費者教育授業 ～18歳で大人になるって!? 消費生活から考えよう～	
14:35-15:50	パネルディスカッション 様々な主体と連携した若者が参画する消費者教育 ～岡山からの提案～	<コメンテーター> 文部科学省消費者教育推進委員会委員 玉川大学教育学部教授 樋口 雅夫氏 <コーディネーター> 岡山県消費者教育コーディネーター 矢吹 香月 <パネリスト> 岡山大学法友会（大学生代表） 宮本 あゆは氏 川崎医療福祉大学医療福祉マネジメント学部准教授 田村 久美氏 岡山県立岡山東支援学校校長 藤井 真理子 岡山県消費生活センター所長 渡邊 佳苗



岡山県知事
伊原木 隆太



消費者庁審議官
片岡 進



文部科学省
男女共同参画共生社会学習・安全課長
石塚 哲朗



玉川大学教育学部
教授 樋口 雅夫氏



岡山県消費者教育コーディネーター
矢吹 香月



岡山大学法友会
宮本 あゆは氏



川崎医療福祉大学
医療福祉マネジメント学部
准教授 田村 久美氏



岡山県立岡山東支援学校
校長 藤井 真理子



岡山県消費生活センター
所長 渡邊 佳苗

